

山武市社会体育施設における大会開催ガイドライン (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策)

1. 対象となる社会体育施設

- ・成東総合運動公園（テニスコート、野球場、陸上競技場兼サッカー場、多目的広場）
- ・白幡体育館 ・蓮沼スポーツプラザ（アリーナ、運動広場） ・蓮沼野球場
- ・松尾運動公園（野球場、陸上競技場、多目的スポーツ広場、テニスコート）・豊岡体育館
- ・さんぶの森中央体育館 ・さんぶの森武道館 ・さんぶの森野球場
- ・さんぶの森多目的広場 ・さんぶの森弓道場 ・日向の森野球場 ・日向の森テニスコート ・さんぶの森ふれあい公園（多目的広場、テニスコート）

2. 大会開催の条件

- (1) 感染対策責任者を選任すること。
- (2) 感染対策責任者は、参加者全員に感染対策を周知すること。
- (3) 競技中のチーム以外のチームは、競技場外で密にならない状況で待機すること。
- (4) 主催者は、消毒液等を用意し、大会終了後は、使用した備品などの消毒作業を行うこと。
- (5) 大会で排出されたゴミは、主催者が責任をもって持ち帰ること。

3. その他

- (1) このガイドラインの他、各競技団体が作成しているガイドラインを遵守して大会を運営してください。
- (2) このガイドラインに記載された事項や施設管理者の指示に従わない場合は、利用者の安全確保の観点から使用許可を取り消す場合があります。